

提 言 書

平成27年8月20日
君津市議会

1. はじめに

小中一貫教育を導入した学校では、児童生徒の成長発達に伴う種々の問題や不登校・いじめに代表される中1ギャップが解消されたり、学力の向上に成功したりしている事例が見られる。また、少子化が進む地域においては、こうした教育効果に注目し、小中学校の統廃合の検討に小中一貫教育の導入も含めるなど、全国各地で様々な観点から小中一貫教育の導入や検討が進められている。

本市においても、今後、児童生徒数の増加は期待できず、小中学校の小規模化が一層進んでいくものと考えられる中、君津市の次代を担う子どもたちによりよい教育環境を提供することは、まさに喫緊の課題である。また、小中一貫教育は、これまで構造改革特別区域の認定を受ける必要があったが、学校教育法が改正され、平成28年からは「義務教育学校」という新たな学校の種類として、各自治体の判断で実施できることになるなど、現在、教育環境の大きな過渡期にあると考える。

2. 提言

一人でも多くの子どもたちによりよい教育環境を提供するため、君津市学校再編基本方針（素案）を基本としながら、新たな学校・カリキュラムの一つとして、小中一貫教育を市内で段階的に導入すべきである。

- (1) 君津市学校再編基本方針（素案）では、10年後を見据えた基本計画の策定を示しているが、その間も学校の小規模化は進展していくことから、スピード感をもって小中一貫教育を導入すること。
- (2) 小中一貫教育の導入にあたっては、学校やその地域が持つ特性を十分に勘案するとともに、子どもたちのよりよい教育環境の確立を最優先に取り組むこと。
- (3) 行政運営の最高責任者である市長と市民の声を直接、行政運営の監視・監督に生かす市議会が、それぞれその役割と責務を果たしながら、小中一貫教育の導入を迅速かつ効果的に進められるよう、市議会との情報共有を図りながら、適宜、意見交換等にも努めること。

3. 調査研究の内容

3-1 本市の現状

昭和60年度、1万2千人余りであった市内の児童・生徒数は、現在、その半数にまで減少し、学校適正配置の学級基準を満たしていない小中学校が増えている。今後、大規模な住宅開発や企業進出の計画もなく、児童・生徒数の増加が期待できないことから、小中学校の小規模化がさらに進んでいくものと考えられる。

こうした中、市では小中学校の適正規模や学区編成、学校統合などに関する「君津市学校再編基本方針（素案）」を策定し、その中で新たなタイプの学校、カリキュラムの一つとして、小中一貫教育に関する見解が示された。

3-2 期待される効果

- ①「中1ギャップ」をはじめとした生活面における課題の解消
- ②義務教育9年間をとおしたカリキュラム編成による学習指導と生活指導等による心理的な安定と学力の向上
- ③幅広い年齢の集団が交流することによる社会性・協調性を持った豊かな人間形成
- ④小中学校の教職員の人的交流を促進し、子どもの「学力観」「指導観」「評価観」の共有を図ることによる授業内容の改善促進

3-3 課題

- ①小中一貫教育の導入方法によっては、国庫補助による耐震化が完了した学校施設について、関係機関との協議が必要となるほか、さらに施設の整備が必要となる可能性もある。
- ②教職員の意識改革と9年間の継続的教育をどのように構築するか。また、その際の小学校と中学校の総合調整や学校運営をどのようにしていくか、教育現場での課題を解消するスキームを検討する必要がある。
- ③まちづくり実施計画における事業の位置づけなど、長期的視野に立って、必要な財源を確保する必要がある。

4. おわりに

学校教育法の改正により、小中一貫教育が制度として認められたことから、今後、各自治体がそれぞれの特性を生かした特色ある小中一貫教育を展開していくものと考ええる。

そこで、本市においても、小中一貫教育の特性を生かしたよりよい教育環境を整え、「君津市では、子どもたちにこういう教育を受けさせていく」と高らかに宣言し、「そうした教育を受けさせられるのなら、今後も君津市で暮らしたい」「君津市に引っ越し、ぜひ、そういう教育を受けさせたい」といった声が、市内外で響き渡るよう、児童生徒を取り巻く教育環境をしっかりと見定め、一人でも多くの子どもたちに、よりよい教育環境を提供するため、スピード感を持って取り組みを進められるよう求めるものである。